

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十八号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第二号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同表第三号中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「水素指数」を削り、同表第四号中「量」の下に「。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」を加え、「全有機炭素計測定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。」を加え、同表第六号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第二項の表第一号中「散乱光測定法又は」を「連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による」に改め、同表第二号中「等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素（TOC）の量」。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量」に、「滴定法」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、滴定法」に、「一リットル」を「全有機炭素（TOC）の量の場合は、一リットル中に八ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は、一リットル」に改め、同表第三号中「規定する方法」の下に「。ただし、試料は希釈せずに使用すること。」を加え、同表第四号中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

公衆浴場営業許可申請書						年	月	日
(宛先) 埼玉県 保健所長		住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称及び代表者氏名				年	月	日生
		電 話						
下記のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。 記								
1	公衆浴場の名称							
2	公衆浴場の所在地 (電話)							
3	公衆浴場の種類							
4	公衆浴場の種別 一般・その他(風営法・熱気等・その他)							
5 構造設備	(1) 建物の配置図、正面図及び側面図並びに施設の配置図 (100分の1の縮図) 別紙のとおり							
	(2) 構造仕様書 別紙のとおり							
	(3) 給排水の配管図 別紙のとおり							
6	使用水の別	・水道水 ・その他() ・併用()	7	入浴料金	大人	中人	小人	共通
8	工事等の予定 定期日	(1) 工事着工予定期日	年 月 日					
		(2) 工事完了予定期日	年 月 日					
		(3) 営業開始予定期日	年 月 日					
9	申請理由の別 新規・営業譲渡・新築又は改築・土地収用							
10	(営業譲渡の場合) 3～8及び11～16に ついて既存の営業からの変更の有無				変更あり ・ 変更なし			
11	公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内の見取図(3,000分の1の縮図) 別紙のとおり							
12	一般公衆浴場の本屋の中心から400メートルの区域内に他の一般公衆浴場が存す る場合は、これとの直線距離の実測図(500分の1の縮図) 別紙のとおり							
13	公衆浴場法施行条例第6条の 規定による措置の基準の緩和を 求める場合	規定						
		理由						
14	公衆浴場法施行細則第8条第 1項ただし書又は第2項ただし 書の規定による水質の基準の一 部適用除外を求める場合	基準						
		理由						
15	地方自治法第244条の2第3項の規定 に基づき、指定管理者に公衆浴場の管理 を行わせる場合にあつては、その指定管 理者の名称及び代表者の氏名	名 称						
		代表者 の氏名						
16	建築確認の有無	有(年 月 日第 号) 無(理由)						

- 添付書類 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
2 原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合に
あつては、水質検査の結果を記載した書面の写し
3 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた場合にあつては、当該営業
を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者は、枠内3～8及び11～16の事
項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

業 承 継 届 中 「公 衆 浴 場 営 業 承 継 届」を「公 衆 浴 場 営
業 承 継 届（相 続）」に「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を証明の
印とし、同様式の注を証明する。
年 法 務 省 令 第 18 号 第 247 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 交 付 を 受 け た 同 条 第 1 項 に 規 定 す
る 法 定 相 続 情 報 一 覧 図 の 写 し を 取 る 同 様 式 の 注 を 証 明 する。

業 承 継 届 中 「公 衆 浴 場 営 業 承 継 届」を「公 衆 浴 場 営
業 承 継 届（合 併）」に「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を証明の
印とし、同様式の注を証明する。

業 承 継 届 中 「公 衆 浴 場 営 業 承 継 届」を「公 衆 浴 場 営
業 承 継 届（分 割）」に「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を証明の
印とし、同様式の注を証明する。

業 承 継 届 中 「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の注を次の
ように改める。

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合には、登記事項証明書
を提示してください。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の注を削る。
様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の注を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。